

地方分権・税制抜本改革のあり方に関する資料 目次

資料名	資料番号	頁
1 社会保障・税一体改革成案	1	1
2 社会保障改革案	2	7
3 社会保障・税番号大綱（概要）	3	8
4 2015年度の地方負担額の推移	4	10
5 地方単独事業 9.2兆円の内訳	5	11
6 国民の視点から見た社会保障サービス	6	12
7 これまでの議論		
都税調におけるこれまでの議論	7	13
政府税調におけるこれまでの議論	8	17
全国知事会におけるこれまでの議論	9	18
8 消費税を巡る国の論議に関する知事コメント	10	19
9 国及び地方の長期債務残高	11	20
10 国の子育て、就労促進分野における具体策	12	21
11 東京都における子育て、就労促進分野における施策	13、14	22
12 地域の取組事例	15、16	24

社会保障・税一体改革成案（一部抜粋）

平成23年6月30日
政府・与党社会保障改革検討本部決定

I 社会保障改革の全体像

1 社会保障改革の基本的考え方～「中規模・高機能な社会保障」の実現を目指して～

改革の基本的考え方たち、必要な社会保障の機能強化を確実に実施し、同時に社会保障全体の持続可能性の確保を図るため、以下の諸点に留意しつつ、制度全般にわたる改革を行う。

- ① 自助・共助・公助の最適バランスに留意し、個人の尊厳の保持、自立・自助を国民相互の共助・連帯の仕組みを通じて支援していくことを基本に、格差・貧困の拡大や社会的排除を回避し、国民一人一人がその能力を最大限発揮し、積極的に社会に参加して「居場所と出番」を持ち、社会経済を支えていくことのできる制度を構築する。
- ② 必要な機能の充実と徹底した給付の重点化・制度運営の効率化を同時に行い、真に必要な給付を確実に確保しつつ負担の最適化を図り、国民の信頼に応え得る高機能で中長期的に持続可能な制度を実現する。
- ③ 給付・負担両面で、世代間のみならず世代内での公平を重視した改革を行う。
- ④ 社会保障・財政・経済の相互関係に留意し、社会保障改革と財政健全化の同時達成、社会保障改革と経済成長との好循環を実現する。
- ⑤ 国民の視点で、地方単独事業を含む社会保障給付の全体像を整理するとともに、地域や個人の多様なニーズに的確に対応できるよう、地方の現場における経験や創意を取り入れ、各種サービスのワンストップ化をはじめ制度の簡素化や質の向上を推進する。

2 改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向

(1) 改革の優先順位

厚生労働省案に示す「社会保障制度改革の基本的方向性」（1. 全世代対応型・未来への投資、2. 参加保障・包括的支援（全ての人が参加できる社会）、3. 普遍主義、分権的・多元的なサービス供給体制、4. 安心に基づく活力）を踏まえ、

- ① 子ども・子育て支援、若者雇用対策
 - ② 医療・介護等のサービス改革
 - ③ 年金改革
 - ④ 制度横断的課題としての「貧困・格差対策（重層的セーフティネット）」「低所得者対策」
- についてまず優先的に取り組む。

Ⅱ 社会保障費用の推計

1 機能強化（充実と重点化・効率化の同時実施）にかかる費用

子ども・子育て、医療・介護等及び年金の各分野の充実項目、重点化・効率化項目にかかる費用（公費）の推計は次に示すとおりである。

改革全体を通じて、2015 年度において

充実による額 3.8 兆円程度

重点化・効率化による額 ~▲1.2 兆円程度

を一つの目途として、機能強化（充実と重点化・効率化の同時実施）による追加所要額（公費）は、約2.7 兆円程度と見込まれる。

2015 年段階における各分野ごとの追加所要額（公費）は、

I 子ども・子育て 0.7 兆円程度

（税制抜本改革以外の財源も含めて1 兆円超程度の措置を今後検討）

II 医療・介護等 ~1.6 兆円弱程度

（総合合算制度～0.4 兆円程度を含む）

III 年金 ~0.6 兆円程度

再掲：貧困・格差対策 ~1.4 兆円程度

（総合合算制度～0.4 兆円程度を含む）

と見込まれる。

2 社会保障給付にかかる公費（国・地方）全体の推計

社会保障給付にかかる現行の費用推計については、そのベースとなる統計が基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

Ⅲ 社会保障・税一体改革の基本的姿

1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

（1）消費税収を主たる財源とする社会保障安定財源の確保

民主党「税と社会保障の抜本改革調査会」中間整理等、社会保障財源のあり方に関する累次の報告や関係法律の規定を踏まえ、国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点などから、社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収（国・地方）を主要な財源として確保する。

消費税収（国・地方）については、このうち国分が現在予算総則上高齢者三経費に充当

されているが、今後は、高齢者三経費を基本としつつ、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」（「社会保障四経費」、平成21年度税制改正法附則104条）に充当する分野を拡充する。社会保障の安定財源確保に向けて、消費税収の規模とこれらの費用の関係を踏まえ、国・地方合わせた消費税収の充実を図る。

（2）消費税収の使途の明確化

消費税収（国・地方、現行分の地方消費税を除く）については、全て国民に還元し、官の肥大化には使わないこととし、消費税を原則として社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、その使途を明確化する（消費税収の社会保障財源化）。

さらに、将来的には、社会保障給付にかかる公費全体について、消費税収（国・地方）を主たる財源として安定財源を確保することによって、社会保障制度の一層の安定・強化につなげていく。

（3）国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保

上記（1）及び（2）の改革を進めるに当たり、国民一人一人に包括的な支援を行うという社会保障の考え方からすれば、地域住民に身近なところでサービスを設計し、実行する地方自治体の役割は極めて重要であり、地方による分権的な社会保障は、社会保障の信頼を大きく高める。現行分の消費税収（国・地方）についてはこれまでの経緯を踏まえ国・地方の配分（地方分については現行分の地方消費税及び消費税の現行の交付税法定率分）と地方分の基本的枠組みを変更しないことを前提として、引上げ分の消費税収（国・地方）については（1）の分野に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現することとし、国とともに社会保障制度を支える地方自治体の社会保障給付に対する安定財源の確保を図る。

今般の社会保障改革における安定財源確保の考え方を踏まえつつ、II-2における総合的な整理を行った上で、地方単独事業に関して、必要な安定財源が確保できるよう、IV(5)に掲げる地方税制の改革などを行う。

（4）消費税率の段階的引上げ

上記（1）～（3）を踏まえ、社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する。

2 社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成

未来への投資である社会保障のコストを、将来世代に先送りすることは許されない。現在の社会保障給付の財源の多くが赤字公債、すなわち将来世代の負担で賄われている。このような状況は、社会保障のあり方としても、危機的とも言える国・地方の財政状況から

もこれ以上放置することはできず、「現在の世代が受ける社会保障は現在の世代で負担する」との原則に一刻も早く立ち戻る必要がある。

今回の社会保障改革の目指すところは、「社会保障の機能強化」と「機能維持一制度の持続可能性の確保」である。社会保障改革の財源確保と財政健全化は相反する課題ではなく、両者を同時達成するしか、それぞれの目標を実現する道はない。

このような考え方にとって、社会保障・税一体改革においては、社会保障給付にかかる安定財源を確保していくことを通じて、財政健全化を同時に実現する。

具体的には、まずは、2010 年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、国・地方合わせて、上記II-1で示す「機能強化」にかかる費用、高齢化の進行等により増大する費用及び基礎年金国庫負担2分の1を実現するために必要な費用（社会保障国民会議では、この3つの経費を合計して「機能強化」として試算している）、後代に付け回しをしている「機能維持」にかかる費用及び消費税率引上げに伴う社会保障支出等の増加に要する費用を賄うことにより、社会保障の安定財源確保を図る。

これらの取組みなどにより、2015 年度段階での財政健全化目標の達成に向かうことで、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への一里塚が築かれる。

IV 税制全体の抜本改革

税制抜本改革については、社会保障改革の進め方との整合性にも配意しつつ、平成21年度税制改正法附則104条第3項及び平成22年度・23年度税制改正大綱（閣議決定）で示された改革の方向性に沿って、以下の考え方により検討を加え、個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税にわたる改革を進める。また、地方に関する事項については、地方団体の意見に十分配意して、検討を進めることとする。

（1）個人所得課税

雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、格差の是正や所得再分配機能等の回復のため、各種の所得控除の見直しや税率構造の改革を行う。給付付き税額控除については、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進める。金融証券税制について、金融所得課税の一体化に取り組む。

（2）法人課税

企業の国際的な競争力の維持・向上、国内への立地の確保・促進、雇用と国内投資の拡大を図る観点から、国際的な協調や主要国との競争条件等にも留意しつつ、課税ベースの拡大等と併せ、法人実効税率の引下げを行う。地域経済の柱となり、雇用の大半を担っている中小法人に対する軽減税率についても、中小企業関連の租税特別措置の見直しと併せ、引下げを行う。

（3）消費課税

消費税（国・地方）については、本成案に則って所要の改正を行う。いわゆる逆進性の問題については、消費税率（国・地方）が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再分配を見てもなお対策が必要となった場合には、制度の簡素化や効率性などの観点から、複数税率よりも給付などによる対応を優先することを基本に総合的に検討する。

併せて、消費税制度の信頼性を確保するための一層の課税の適正化を行うほか、消費税と個別間接税の関係等の論点について検討する。

エネルギー課税については、地球温暖化対策の観点から、エネルギー起源CO₂排出抑制等を図るための税を導入する。また、地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討する。車体課税については、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で見直しを検討する。

（4）資産課税

資産再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する観点から、相続税の課税ベース、税率構造を見直し、負担の適正化を行う。これと併せ、高齢者が保有する資産の現役世代への早期移転を促し、その有効活用を通じた経済社会の活性化を図るとの観点から、世代を

超えた資産格差の固定化にも配慮しつつ、贈与税を軽減する。また、事業承継税制について、運用状況等を踏まえ見直しを検討する。

(5) 地方税制

地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。

また、税制を通じて住民自治を確立するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革する。

(6) その他

上記の改革のほか、社会保障・税に関する共通番号制度の導入を含む納税環境の整備を進めるとともに、国際的租税回避の防止を通じて適切な課税権を確保しつつ投資交流の促進等を図る等の国際課税に関する取組みや国際連帯税等について、検討を行う。

なお、平成22年度・23年度税制改正においては、このような方向性を踏まえ、税制抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革に取り組んできたところであり、現在、国会において審議が行われている平成23年度税制改正については、引き続き、その早期実現を目指す。

社会保障改革案（一部抜粋）

社会保障改革に関する集中検討会議 第10回（平成23年6月2日）

III 社会保障・税一体改革の基本的姿

1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

（1）消費税収を主たる財源とする社会保障安定財源の確保

民主党「税と社会保障の抜本改革調査会」中間整理等、社会保障財源のあり方に関する累次の報告や関係法律の規定を踏まえ、国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点などから、社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収（国・地方）を主要な財源として確保する。

消費税収（国・地方）の使途は、現在は国分が予算総則上高齢者三経費に充てられているが、今後は、高齢者三経費を基本としつつ、その全額の使途を「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」（「社会保障四経費」、平成21年度税制改正法附則104条）に拡充する。

（2）消費税収の使途の明確化

消費税収（国・地方）は全て国民に還元し、官の肥大化には使わないこととし、消費税を社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、消費税収（国・地方）の使途を明確化する（消費税収の社会保障財源化）。

さらに、将来的には、社会保障給付にかかる公費全体について、消費税収（国・地方）を主たる財源として安定財源を確保することによって、社会保障制度の一層の安定・強化につなげていく。

（3）国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保

上記（1）及び（2）の改革を進めるに当たり、国民一人一人に包括的な支援を行うという社会保障の考え方からすれば、地域住民に身近なところでサービスを設計し、実行する地方自治体の役割は極めて重要であり、地方による分権的な社会保障は、社会保障の信頼を大きく高める。消費税収（国・地方）の具体的充当先となる社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた消費税収（国・地方）の配分を実現し、国とともに社会保障制度を支える地方自治体の社会保障給付に対する安定財源の確保を図る。

また、地方自治体が地域の実情に応じて住民合意の下に提供するサービスに関しては、独自に財源が確保できるよう、地方自治体の課税自主権の拡大・発揮について検討する。

（4）消費税率の段階的引上げ

上記（1）～（3）及び改革後の社会保障費用の推計を踏まえ、社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは、2015年度までに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する。

1. 番号制度導入の趣旨

背景

- ▷ 少子高齢化(高齢者の増加と労働力人口の減少)
- ▷ 格差拡大への不安
- ▷ 情報通信技術の進歩
- ▷ 制度運営の効率性、透明性の向上への要請
- ▷ 負担や給付の公平性確保への要請

課題

- (1)よりきめ細やかな社会保障給付の実現
 - > 「総合算制度(仮称)」の導入
 - > 高額医療・高齢介護合算制度の現物給付化
 - > 給付過誤や給付漏れ、二重給付等の防止
- (2)所得把握の精度の向上等の実現
- (3)災害時における活用
 - > 災害時要援護者リストの作成及び更新
 - > 医療情報の活用
 - > 生活再建への効果的な支援
- (4)自己の情報や必要なお知らせ等の情報を自宅のパソコン等から入手できる
- (5)事務・手続の簡素化、負担軽減
 - > 所得証明書や住民票の添付省略
 - > 医療機関における保険資格の確認
 - > 法定調査書の提出に係る事業者負担の軽減
- (6)医療・介護等のサービスの質の向上等
 - > 繙続的な健康情報・予防接種歴の確認
 - > 乳幼児健診登録等の継続的把握による児童虐待等の早期発見
 - > 難病等への医学研究等において、継続的で正しいデータの蓄積が可能となる
 - > 地域がん登録等における患者の予後の追跡が容易となる
 - > 介護保険被保険者が異動した際、異動元での認定状況・介護情報の監視が可能となる
 - > 各種行政手帳における診断書添付の省略
 - > 年金手帳、医療保険証、介護保険証等の機能の一元化

2. 番号制度で何ができるのか

現在

- > 税務署に存在する個人の情報と同一人の情報であるということの確認を行うための基盤がないため、より正確な所得・資産の把握に基づく柔軟できめ細やかな社会保障制度・税額控除制度の導入が難しい
- > 長期間にわたって個人を特定する必要がある制度の適正な運営が難しい(年金記録の管理等)
- > 医療保険などにおいて関係機関同士の連携が非効率化するリスクがある(医療保険・介護保険等の費用、保育料等)の確認
- > 制度改正等のお知らせ
- > 認定申告等を行う際に参考となる情報の確認

導入

- (1)よりきめ細やかな社会保障の実現
 - > 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会の実現
 - > 行政にとつて利便性の高い社会の実現
 - > 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会の実現

番号

将来

- (1)より公平・公正な社会の実現
 - > 番号を用いて所得等の情報の把握とその社会保障や扶助への活用が平等に実現されるべき人に対しての社会保障の充実化を差し伸べる
 - > 負担・分担の公平性、各種行政事務の効率化が実現
 - > フィードバックを通じ効率的かつ安全に情報連携を行える仕組みを構築する
 - > 地域社会で連携協力しながら整備し、国民生活を支える社会的基盤を構築
 - > 「社会的基盤」と国民の利便性の重なる向上も期待

3. 番号制度に必要な3つの仕組み

- > 付番 新たに国民一人ひとりに、唯一無二の、民・民・官で利用可能な、見える「番号」を最新の住所情報と関連づけて付番する仕組み

- > 情報連携 多数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、紐付けられた情報を活用する仕組み

4. 安心できる番号制度の構築

- > 本人確認 個人や法人が「番号」を利用する際、利用者が「番号」の持ち主であることを証明するための本人確認(公的認証)の仕組み

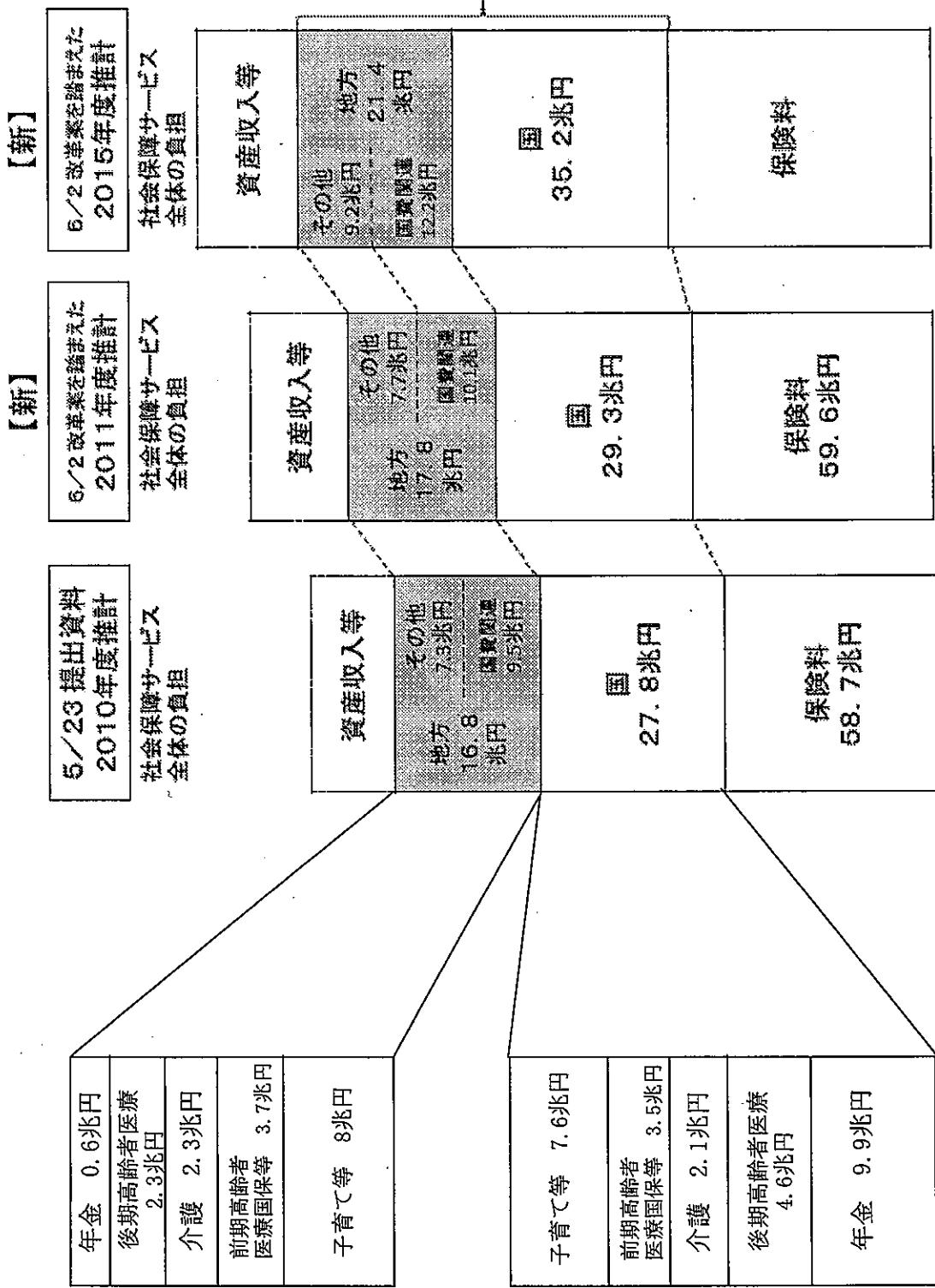
- > 国家管理(一元管理)への懸念
 - > 名寄せ・突合により集積・集約された個人情報の漏えい等の危険への懸念
 - > 不正利用による財産その他の被害発生への懸念

- > 制度上の保護措置
 - > 第三者機関の監視
 - > 法令上の規制等措置
 - > (目的外利用の制限、開
　　幕、復号の制限、告知要
　　求の制限、守秘義務等)
 - > 「番号」を用いた情報の分
　　散管理
 - > 「番号」に係る個人情報の分
　　散管理
 - > 「番号」を用いた情報連携
 - > 「個人情報及び通信の暗号化
　　等
 - > システム上の安全措置
 - > アクセス制御

- > 5.今後のスケジュール
 - > 番号制度の導入時期については、制度設計や法案の成立時期により変わるものであるが、以下を目途とする。
 - > H23年秋以降 可能な限り早期に番号云委及び関係法
　　の国会提出
 - > 法案成立後、可能な限り早期に第三者機関を設置
 - > H26年6月 個人「番号」を法人等に交付
 - > H27年1月以後 在宅保育分野、税務分野での利用開始
 - > H30年春までに番号の拡大を含めた利用範囲の拡張

○番号法の構成(イメージ)	I 基本理念	X マイ・ポータルへのログイン等に必要なICカード
	II 個人に付番する「番号」	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 番号に係る個人情報 ▶ 左記Ⅲに掲げる手続のために保有される個人情報
	III 「番号」を告知、利用する手続	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「番号」に係る本人確認等の在り方 ▶ 本人確認及び「番号」の真正性確保措置 ▶ 「番号」のみで本人確認を行うことの禁止
	IV 「番号」に係る個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「番号」に係る個人情報の保護及び適切な利用に資する各種措置 ▶ 「番号」の告知義務、告知要求の制限、虚偽告知の禁止 ▶ 閲覧、複製及び保管等の制限 ▶ 委託、再委託等に関する規制 ▶ 守秘義務、安全管理措置義務 ▶ 「番号」に係る個人情報へのアクセス及びアクセス記録の確認 ▶ 代理の取扱い ▶ 情報保護評価の実施
	V 「番号」に係る個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「番号」に係る個人情報の保護及び適切な利用に資する各種措置 ▶ 「番号」の告知義務、告知要求の制限、虚偽告知の禁止 ▶ 閲覧、複製及び保管等の制限 ▶ 委託、再委託等に関する規制 ▶ 守秘義務、安全管理措置義務 ▶ 「番号」に係る個人情報へのアクセス及びアクセス記録の確認 ▶ 代理の取扱い ▶ 情報保護評価の実施
	VI 「番号」に係る個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「番号」の告知義務、告知要求の制限、虚偽告知の禁止 ▶ 閲覧、複製及び保管等の制限 ▶ 委託、再委託等に関する規制 ▶ 守秘義務、安全管理措置義務 ▶ 「番号」に係る個人情報へのアクセス及びアクセス記録の確認 ▶ 代理の取扱い ▶ 情報保護評価の実施
	II 付番・変更・失効	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 年金分野 ▶ 国民年金及び厚生年金保険、確定給付年金及び確定拠出年金、共済年金、恩給等の被保険者資格に係る届出、給付の受給及び保険料に関する手続
	III 医療分野	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 健康保険(国家公務員組合法及び地方公務員組合法に係る定期給付を含む)及び国民健康保険法等の被保険者資格に係る届出、保険料に関する手続 ▶ 妊子保険法、児童福祉法等による医療の給付の申請、障害者自立支援法による自立支援給付の申請に関する手続
	IV 介護保険分野	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 介護保険の被保険者資格に係る届出、保険給付の受給、保険料に関する手続
	V 福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害給付金等の支給申請に関する手続 ▶ 生活保護の申請や各種届出に関する手続 ▶ 母子手当・福祉資金貸付、生活福祉資金貸付の申請に関する手続
	VI 労働保険分野	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 雇用保険の被保険者資格に係る届出、失業等給付の受給、公共職業安定所への求職申込、労災保険給付の支給に関する手続
	 VII 税務分野	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国税又は地方税に関する法令若しくは地方公共団体に提出する書類への記載及びこれに係る利用 ▶ 地方税に関する法令若しくは地方公共団体の職員等が条例の規定に基づき、税務職員等又は地方公共団体の職員等が適正かつ公平な国税又は地方税の賦課及び徴収のために行う業務に係る利用
	 VIII その他	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 社会保障及び地方税の分野の手続のうち条例に定めるもの ▶ 災害等の異常事態発生時の金融機関による預金等の扯廻し等に係る利用
	IX 自己情報の管理に資するマイ・ポータル	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 設置、機能、運営機関(情報連携基盤の運営機関と同一の機関とする)
	○情報の機密性に応じた手段の措置	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「番号」に係る個人情報の提供等(情報連携基盤を通じて情報の提供が行われること。) ▶ 情報連携の範囲 ▶ 住基ネームの基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)の同期化 ▶ 情報連携基盤の運営機関
	○情報分野における個人情報保護法の特別法を整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 医療分野等の特徴性の高い医療情報等の取扱い、(医療分野等の特徴性の高い医療情報等の取扱い、)に則し、個人情報保護法又は番号法の特別法として、手段の措置を定める法律を番号法と併せて整備する

<2015年度の地方負担額の推計>



※推計時点が異なるため0.1兆円の差が生じている

地方単独事業9.2兆円(2015年度ベースの推計)の内訳(具体例は主な事業)

(単位:兆円)

		法令等により義務づけられた事業 約4.8兆円		小計 全目的に実施されている事業 約1.4兆円		小計 分別未済の事業 約350兆円		小計 合計	
介護	介護保険運営	0.24		0.25 介護用品等支給		0.01 その他	0.01 その他	0.26	0.26
医療	国民健康保険事業	0.79	特定疾患治療調査研究	0.06 乳幼児医療費助成(就学前に限る)	0.27	0.72 その他	0.66 その他	3.53	3.53
	公立病院(一般会計負担分)	0.50 救急医療対策(周産期医療、休日夜間等)	0.06 障害者(児)医療費助成	0.26 医療関係					
	保健所、市町村保健センター	0.30 広域病院負担金、診療所運営補助	0.04 母子(父子)家庭医療費助成	0.07 健康対策					
	インフルエンザ等予防接種	0.14 成人健診	0.03						
	がん検診	0.12 新型インフルエンザ対策	0.02						
子ども・子育て	保育所(公立・私立)	0.75 放課後児童対策	0.05 子ども育て関連助成金等	0.27 0.28 その他	0.40 0.40	2.32 施設運営等			
	幼稚園(公立・私立)	0.28 児童相談所・一時保護所	0.04 多子世帯保育料等軽減	0.01					
	乳幼児健診・妊婦健診	0.11 次世代育成支援対策	0.03						
	児童館・児童遊園	0.09 幼稚園就園援助費補助	0.03						
	準要保護児童生徒援助・給食援助	0.08 児童福祉施設等運営補助	0.03						
	知的障害児施設	0.06 母子保健対策	0.02						
その他	介護、医療、子ども・子育て 小計		4.04			1.01	1.01	6.11	6.11
障害者福祉	障害者施設		0.80	障害者(児)福祉手当等		0.38	0.38	1.92	1.92
	障害者自立支援・社会参加促進	0.08 小規模作業所等運営補助	0.23	障害者タクシー・バス等運賃助成		0.11 0.16 その他	0.16 その他	3.10	3.10
	障害者地域生活支援	0.03 障害者(児)居宅介護・活動支援	0.02	障害者タクシー・バス等運賃助成	0.04				
高齢者福祉	養護老人ホーム、軽費老人ホーム等	0.03 精神保健福祉施設	0.01 老人福祉センターや老人福祉施設	0.31 高齢者バス等運営助成、敬老バス	0.07 0.08 その他	0.72 0.72	0.72 0.72	1.11	1.11
その他	福祉事務所	0.11		0.26 社会福祉団体運営費補助	0.09 0.14 その他	0.88 0.88	0.88 0.88	1.28	1.28
	合計		4.84			1.39	1.39	2.98	2.98
									9.21

<推計方法(詳細は、別紙のとおり)>

- 2009年度決算統計をもとに、国費に関連する社会保障給付費(公費)の伸びを踏まえ推計
- 上記は、施設整備のための経費、敬老事業(祝い金・記念品等)、災害救助費、本庁人件費等の経費は除外している
(注)「法令等により義務づけられた事業」は、事業ごと、法令ごとに判断している

・「分別未済の事業」は、事業の具体的な実施方法ごとではなく、目的別に大括りに計上されたものである
政府・与党社会保障改革検討本部 第2回成案決定会合(平成23年6月13日)

国民の視点から見た社会保障サービス

資料 6

- 国民の視点から見ると、年金を除く社会保障サービスは、地方公共団体から、補助事業と地方単独事業の区別なく提供されている。
- このため、国民に対する給付と負担の視点から、社会保障制度改革に伴う費用推計を行う際には、地方単独事業を含めた社会保障サービス全体を対象に。

社会保障サービスにおける補助事業と地方単独事業の例

項目	補助事業	地方単独事業
予防接種	予防接種による健康被害(国1／2)	予防接種自体(インフルエンザ等)【1,110億円】
がん検診	子宮頸がん、乳がん(国1／2)	胃がん、肺がん、大腸がん等【970億円】
保健所経費	肝炎検査、HIV検査等特定業務(国1／2)	一般的保健所経費【2,630億円】
母子・乳幼児	母子手帳・乳幼児家庭全戸訪問、妊婦健診(9回分)(国1／2)	妊娠健診(5回分)・乳幼児健診【850億円】
児童福祉	子ども手当(国定率負担)、児童扶養手当(国1／3)	児童相談所【350億円】、乳幼児医療費※【2,400億円】
保育所経費	私立認可保育所(1／2)	公立認可保育所、認可外保育所、保育料軽減【9,700億円】
老人福祉施設	特養、老人保健施設の入居費用(介護保険施設) (保険料50%、国20%)	養護老人ホーム、軽費老人ホーム等【800億円】
障害者医療	自立支援医療費(特定の医療費を自己負担 1割水準まで軽減)(国1／2)	その他障害者医療費※【2,150億円】
生活保護	生活保護扶助(国3／4)	福祉事務所(ケースワーカー等)【750億円】
国民健康保険	国・地方の定率負担(保険料50%と国43%)	保険料軽減【3,670億円】

注:地方単独事業の金額は、総務省調査による平成20年度決算値

下線部の地方単独事業は、過去、全部又は一部が国庫補助事業だったが、一般財源化され、地方単独事業に移行したもの

※:地方単独事業として乳幼児や障害者を対象に医療費助成を行った場合、医療費が増えるという理由で市町村国保に対する国庫負担金が減額される

(平成20年度実績 350億円(うち乳幼児分69億円))

一都税調におけるこれまでの議論一 (平成 21 年度 中間報告より一部抜粋)

I 税制改革の視点

1 分権の推進

- ・ 現行の行財政システムは、国が権限と財源を持ち、そのコントロールの下で地方自治体が広範な公共サービスを提供する中央集権的なシステムである。このシステムは、戦後、我が国の成長のために、また成長の果実を全国の隅々まで浸透させるために力を発揮してきた。しかしながら、今、これを抜本的に見直し、地方自治体が自らの判断と責任でサービスを提供する分権的なシステムへと転換することが求められている。
- ・ なぜ分権が求められているのか。一つは、社会経済構造が変化する中で、人々の行政ニーズが個別化、多様化していることである。
- ・ 少子・高齢化の進展、家族の変容、企業の雇用形態の変化等に伴い、公共サービスとして、介護・医療・子育て支援等の対人サービスを提供することが求められるようになった。生活の利便性とともに環境との共生やこころの豊かさを重視する人も増えている。
- ・ 人々の安心を支え、生活の質の向上を図るために、身近な地方自治体が主体となり、人々が必要とする公共サービスを、地域の実情に即してきめ細かくかつ効果的に提供できるようにすることが不可欠となっている。
- ・ 分権のもう一つの理由は、現行の中央集権的なシステムが、国の官僚機構や縦割り行政と相俟って、一部の公共事業に象徴されるような無駄遣いを生じさせていることである。事業費の相当部分が国から地方への移転財源により賄われるため、コスト意識が働かず、財政規律が弛緩する。
- ・ 公共部門のガバナンスを回復するためにも、地方自治体が、住民の意思に基づき、責任を持って必要な公共サービスを取捨選択し、その監視の下でより効果的・効率的に行えるようにすることが不可欠となっている。
- ・ さらに、グローバル化が進展し、都市や地域が国を越えて直接世界と結びつく時代となった。そうした中、我が国社会経済の活力を維持していくためには、それぞれの都市や地域が主体となり、企業や住民をコーディネートしながら、その魅力やプレゼンスを高めていくことが必要であり、分権はそのための戦略の一つともなっている。
- ・ 分権は時代の要請であり、税制改革はこれを促進するものでなければならない。地方分権改革推進委員会は、国と対等・協力の関係にある地方政府が、自治立法権、自治行政権、自治財政権を持ち、自らの責任で自治体経営を行えるようにしなければならない旨を述べている。国から地方へ権限を移譲するとともに、移転財源による国の事実上のコントロールを出来る限り排し、地方自治体が自主的・自立的な財政運営を行うことができるよう、自主財源である地方税の充実を図ることが必要である。

2 公共サービスに必要な財源の確保

- ・ 我が国の財政状況をみると、平成19 年度の国・地方の歳出純計は約149 兆円であるのに対し、国税・地方税を合わせた税収は約93 兆円。歳出に対する税収の割合は約 6 割にとどまっている。また、国・地方を合わせた長期債務残高は平成21 年度末で約816 兆円（平成21 年8 月時点の見込み）に達するなど、極めて厳しい状況にある。少子・高齢化の進展等に伴う社会保障費の大幅な増加が見込まれる中、我が国財政の持続可能性への懸念はこれまでになく強まっている。
- ・ 一方、国民負担率の経済への影響であるが、O E C D 諸国の国民負担率と経済成長率をみると、両者に明確な相関関係はみられず、スウェーデンのように、教育を含めセーフティネットが整備され、国民負担率が 7 割近い国が、高い経済成長を達成してきた例もある。
- ・ 我が国の現況を考えれば、むしろ多少負担が上昇しても、セーフティネットをはじめ人々が安心して暮らし、働くことができる環境整備をすることが、社会経済の活力を高めることにつながると考えることもできる。
- ・ 国・地方を通じた我が国の財政を持続可能なものとし、公共サービスに必要な財源を中長期的に安定的に確保するためには、国民の負担増についても早急に検討を進め、その理解を得ていく必要がある。

II 税制改革の方向性

1 基本的考え方

- ・ 我が国の地方自治体は、諸外国に比べ広範な公共サービスを提供している。地方自治体は、教育、福祉、産業等ほとんどすべての行政分野において国より大きな役割を果たしており、国・地方の歳出純計に占める地方の割合は約 6 割となっている。これは、ドイツなど連邦国家と比べても高い水準である。
- ・ 一方、我が国の国税・地方税を合わせた税収全体に占める地方税の割合は約 4 割である。地方自治体の歳入は国からの移転財源に大きく依拠しており、このことが、国の大権限と相俟って、近年、住民ニーズと乖離した事業実施、公共部門のガバナンス低下等の弊害を招いていることは、「I 1」で述べたとおりである。
- ・ 介護・医療・子育て支援など地方自治体が行うべき対人社会サービスは、今後、ますます増加する。地方自治体がその役割を十分果たし、住民ニーズに応じた公共サービスを行うためには、役割に見合った権限と自主財源が必要であり、何よりも地方税の充実が不可欠である。
- ・ また、この場合において、我が国地方自治体の役割が諸外国に比べて大きいことなどを踏まえると、税源が全国に普遍的に存在し、税収規模の大きい基幹税をそれぞれ国税と地方税で分かち合うことが適当である。

- ・ 加えて、我が国、とりわけ首都圏においては通勤等による昼間の人口移動が激しいという特徴がある。地域には、そこに住む人だけでなく、生産活動に従事する人、消費活動を行う人がおり、それぞれ当該地域の公共サービスを受けている。

地方税においても、所得循環の生産、分配、支出という三つの局面でバランス良く課税すること、すなわち、事業税(生産局面)、住民税(分配局面)、消費税(支出局面)等をバランス良く組み合わせて課税することが望ましい。

- ・ さらに、地方税は、「応益性」「安定性」等を備えるとともに、需要の増加に対応できるよう、地方税全体としてある程度の「伸張性」を兼ね備えることも重要である。
- ・ これらの観点から、税制の抜本的改革においては、「2」で述べるとおり、先ず税収が安定的で偏在が小さい地方消費税の充実を図ることが重要である。
- ・ また、法人二税を、地方消費税や個人住民税、固定資産税とともに、地方自治体の基幹税の一つとして維持していくことが適当である。

2 地方消費税・消費税

(1) 基本的考え方

- ・ 平成21年度地方財政計画における地方消費税の税収は約2.5兆円であり、都道府県税収入額の約16.5%を占めている。

また、税収の2分の1は市町村に交付されている。地方消費税は都道府県の基幹税であるとともに、市町村の重要な財源ともなっている。

- ・ また、人口一人当たり税収額（清算後）の「最大／最小の倍率」は1.8倍（平成19年度決算）であり、個人住民税3.1倍、固定資産税2.2倍に比べて、地域間の偏在が小さいうえ、景気の変動を受けにくく税収が安定的であるなど、地方消費税は地方税に最もふさわしい税の一つである。
- ・ さらに、地方消費税は、広く消費に負担を求めるところから、少子・高齢社会において、勤労世代に負担が偏らず、世代間の負担の公平を確保することができる税である。
- ・ 「1」に述べたように介護・医療・子育て支援など地方自治体が行うべき対人社会サービスがますます増加する中、地方消費税は、地方自治体の安定的な自主財源として、その充実を図っていくことが不可欠である。
- ・ また、この場合において、消費税については社会保障目的税化の議論もなされているが、地方消費税は、地方自治体の多様な行政需要を賄う財源として、引き続き一般財源とすることが適当である。

(2) 税率のあり方

- ・ 「I 2」で述べたとおり、地域医療・介護など我が国のセーフティネットは大きく綻び、人々の将来に対する不安感が増大している。
- ・ 少子・高齢化の進展等に伴い、社会保障関係費は、今後、さらに大幅に増加することが予想される。一方、我が国財政は、国・地方を合わせた歳出に対する税収の割合が約6割、長期債務残高が平成21年度末で約816兆円に達すると見込まれるなど、極めて厳しい状況にある。
- ・ こうした中で、セーフティネットをはじめ、人々が安心して暮らし、働いていくために必要な公共サービスを将来にわたり適切に提供していくためには、国・地方を通じた安定的な財源の確保が不可欠である。
- ・ もちろん国民の目線に立ち、行政の無駄遣いを厳しく見直し、行政に対する国民の信頼を回復していくことは何よりも重要である。併せて、地方消費税・消費税率の引上げについても、景気好転を前提に時期や引上げ幅を早急に検討し、国民の理解を得ていく必要がある。
- ・ また、その際には、経済への影響を極力少なくするため、例えば、税率は段階的に引き上げることなども検討すべきである。

社会保障改革案に対する意見（平成23年6月16日 一部抜粋）

1. 「社会保障改革の推進について」（平成22年12月14日閣議決定）に定める「成案」のとりまとめに向けて、税制調査会では、社会保障改革案の提示を受けて、
 - (1) 社会保障改革案において示された社会保障の安定財源確保の基本的枠組みに関する議論
 - (2) 主要税目の改革の基本的方向性の整理について、審議を行った。

2. 1(1)の議題に関し、社会保障改革案について、税制調査会の審議において各委員から提起された主な意見の要点を下記に記載した。

今後、「成案」のとりまとめに向けた政府・与党社会保障改革検討本部の審議、さらに、「成案」を踏まえた改革の具体化に向けた政府内での検討に当たり、当調査会の意見に十分配意することを求める。

税制調査会においても、「成案」を踏まえた今後の税制抜本改革の具体化に向けた審議に当たり、今回の議論を十分踏まえて検討を進めるものとする。

- 今般の社会保障・税一体改革の意義や考え方について、丁寧に説明し、国民の理解と協力を得て改革を進めること。
- 社会保障・税一体改革にあたっては、社会保障の担い手である地方自治体の理解を得て進めるべきであり、「国と地方の協議の場」等で地方と真摯に協議や意見交換を行い、国と地方が協力して、改革の円滑かつ着実な推進を図ること。
- 社会保障・税一体改革の着実な実施を通じて社会保障を充実するとともに財政健全化への道筋を明らかにし、国際社会と市場の信認に応え、国民生活の安定と向上を図ること。
- 社会保険料負担と公費負担（租税負担）の全体像を踏まえて、幅広く社会保障制度及び税制の諸改革を進めること。また、厚生年金の適用拡大等と配偶者控除のあり方の見直しなど、相互に関連する社会保障制度と税制の課題について、一体的に検討を進めること。
- 「社会保障改革の必要財源の安定確保と財政健全化の同時達成」に当たっては、消費税だけでなく、所得、消費、資産にわたる税制全般の改革を進めること。
- 消費税の逆進性対策や個別間接税との関係について、国民の納得を得るためにも、丁寧かつきめ細かな議論を尽くすこと。
- 税制抜本改革の実施に当たっては、足下の経済動向等を十分踏まえるとともに、予期せざる経済変動に対して柔軟に対応できる仕組みとすること。
- 社会保障・税一体改革の推進に当たっては成長戦略との緊密な連携を図り、セーフティネットの確立、デフレ脱却と雇用のための経済活性化、財政健全化の好循環を促すこと。

一全国知事会等におけるこれまでの議論一

社会保障と税の一体改革について（意見）（平成23年6月13日 一部抜粋）

1 国と地方の社会保障サービスは一体であることを認識すべき

地方は年金以外の社会保障サービス全般を担い、それぞれの住民のすべてのライフステージを通じて継続的かつ包括的な社会保障サービスを提供している。

全体の社会保障は、国と単独事業も含めた地方の社会保障サービスが一体として支えており、地方の社会保障サービスなくして社会保障制度は機能しない。

高齢者三経費（基礎年金、高齢者医療、介護保険）とこれに制度化された少子化対策経費等を加えたいわゆる社会保障四経費に対象を限定するべきではなく、社会保障サービスを地域の実情に応じて一体的に提供していく必要があるという現実を踏まえ、地方単独事業を含めた社会保障全体をとらえた議論が必要であること。

2 地方分権による社会保障サービスの総合化及び効果的に行う体制を確立すべき

地方自治体は、社会保障制度運営の中核として住民と直接向き合い、医療・介護・福祉の地域包括ケア、就労・生活一体支援及び保育や子育て支援等、総合的な社会保障の実現に力を注いできた。

こうした住民本位の社会保障サービスを効果的に、また地域の実情に応じて柔軟かつ持続的に提供するため、地方自治体の裁量を拡大し、ワンストップ化をさらに進めるなど制度の改善を図るべきである。その際には、権限移譲や義務付け・枠付けの見直し、出先機関改革などの具体案を盛り込むこと。

3 地方の社会保障財源を安定的に確保すべき

地方の社会保障財源については、平成21年度税制改正法附則104条3項7号において、「地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討する」と明記されている。

この道筋に従い、地方単独事業を含めた社会保障全体の経費についての試算を行った上で、国・地方の社会保障全体におけるそれぞれの役割分担に応じて、偏在性の小さい地方消費税の充実や消費税とリンクする地方交付税の拡充など安定的な財源確保を図ること。

なお、現行の地方消費税の税率や消費税に係る交付税率は、料飲税や電気税などの地方税の廃止や所得税減税等による交付税の減収を踏まえ、その水準が決定された経緯に留意すること。

4 分科会の設置による実質的な協議を開始すべき

国と地方の協議の場が法定化されたことを踏まえ、地方が重要な役割を担う社会保障サービスの各分野の制度設計にあたっては、地方の意見を的確に反映し、国・地方の適切な財源配分を含め、効果的な制度となるよう、法に基づく分科会を設置し、速やかに検討を開始すること。

消費税を巡る国の論議に関する知事コメント

6月2日に「社会保障改革に関する集中検討会議」において、消費税率の引上げを含む改革案が示されたが、国の財政のことしか考えていない全く不当なものである。

この改革案では、我が国の社会保障において、国の施策を補い、子育てや障害者施策など、地域の実情に応じて実施している事業を含め、地方が現場を担っている実態を全く考慮していない。

消費税率の引上げが必要なことは当然であるが、今後、社会保障の負担が増えるのは、地方も同じである。社会保障を安定的に運営するならば、地方消費税も拡充すべきであることは、自明である。

しかも、議論の前提であるべき法人事業税の暫定措置の撤廃については、全く触れられていない。かつて国は、この不合理な措置を「税制の抜本改革までの暫定措置」と断言していたが、今後更に継続を目論むとすれば、これは明らかな約束違反である。

本気で税制の抜本改革を進めるなら、国はこれまでの経緯もしっかりと踏まえ、まずは暫定措置を直ちに撤廃し、消費税はもとより、地方消費税も拡充すべきである。

平成23年6月8日

東京都知事 石原 慎太郎

国及び地方の長期債務残高

(単位:兆円)

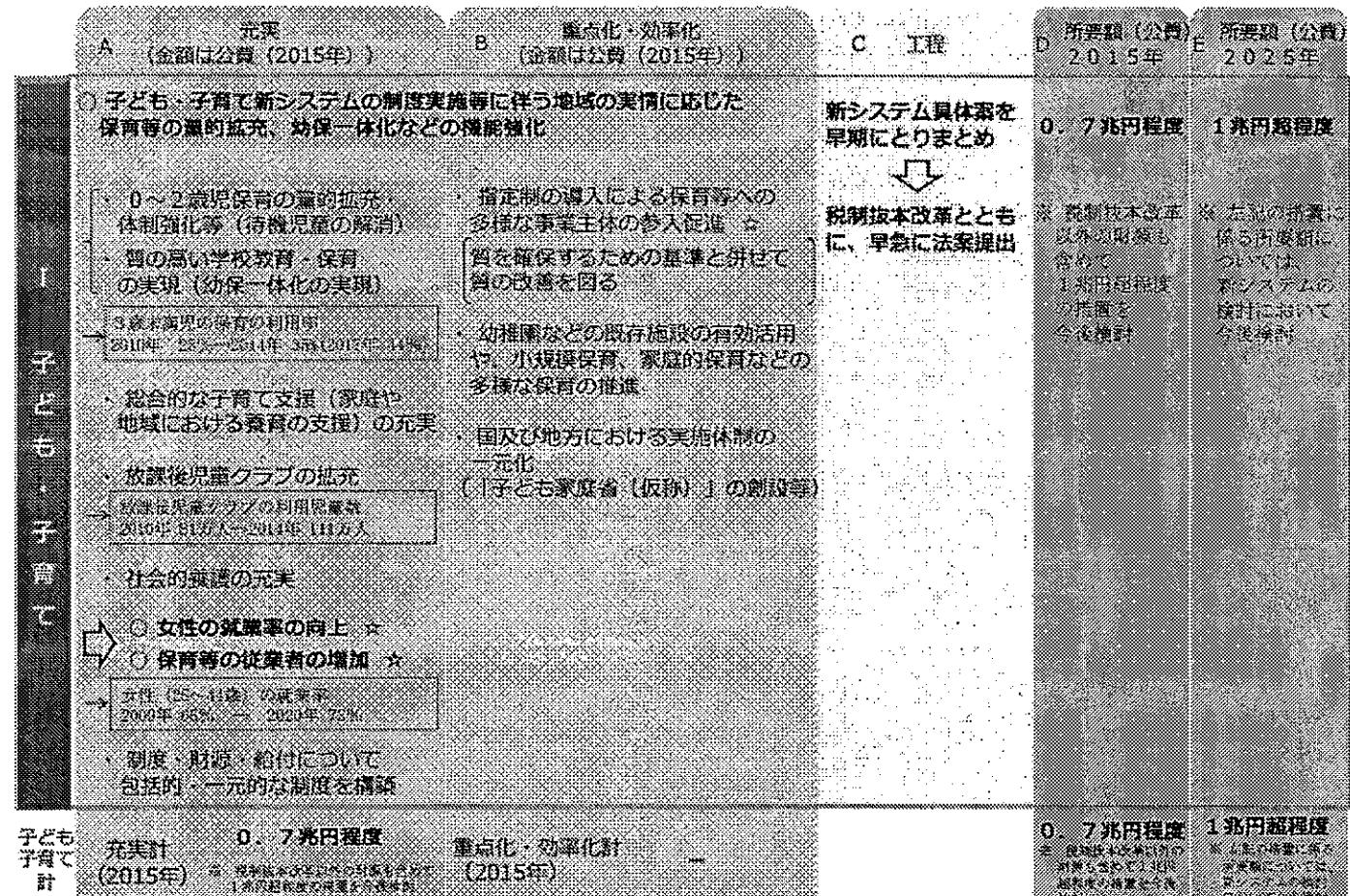
	平成10年度末 (1998年度末) < 実績 >	平成15年度末 (2003年度末) < 実績 >	平成20年度末 (2008年度末) < 実績 >	平成22年度末 (2010年度末) < 実績見込 >	平成23年度末 (2011年度末) < 予算 >
国	390程度	493程度	573程度 (568程度)	668程度 (648程度)	692程度 (680程度)
普通国債 残高	295程度	457程度	546程度 (541程度)	642程度 (622程度)	668程度 (656程度)
対GDP比	58.7%	92.6%	111% (110%)	134% (130%)	138% (136%)
地方	163程度	198程度	197程度	201程度	200程度
対GDP比	32%	40%	40%	42%	41%
国・地方 合計	553程度	692程度	770程度 (765程度)	869程度 (849程度)	892程度 (880程度)
対GDP比	110%	140%	157% (156%)	181% (177%)	184% (182%)

(注)

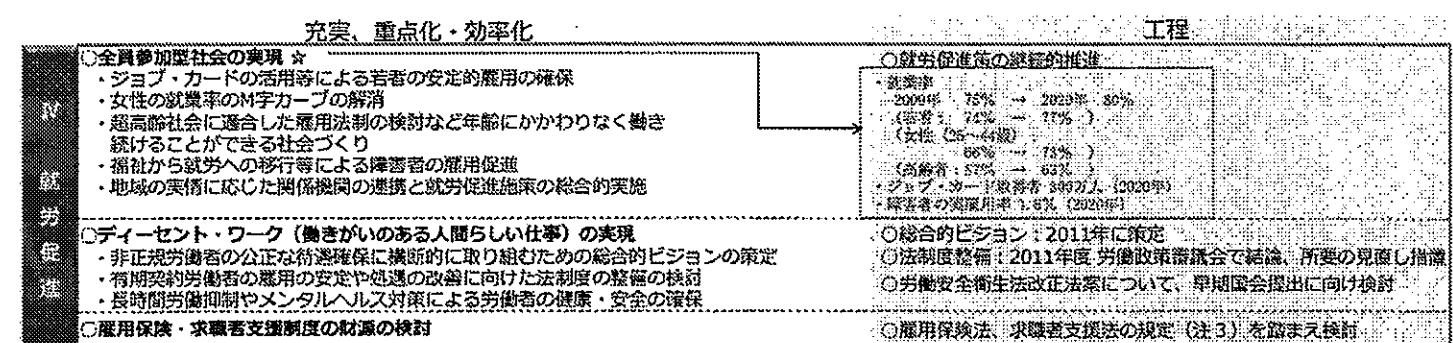
1. GDPは、平成20年度までは実績値、22年度は実績見込み、23年度は政府見通しによる。
2. 平成20年度末の()内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。平成22年度末及び23年度末の()内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。
3. 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(34兆円程度)である。
4. このほか、平成23年度末の財政投融資特別会計国債残高は119兆円程度。

＜子ども・子育て分野における充実項目、重点化・効率化項目の内容及び改革の工程＞

社会保障改革の具体策、工程及び費用試算



＜就労・促進分野における充実項目、重点化・効率化項目の内容及び改革の工程＞



(注3)採用法: 採用教科書の知識統合についても、引き続き検討を行い、できるだけ柔軟やかに、定義した指標を確立した上で、教科書統合に対する影響を検討する。
 小論文式法: 法規行為3年を回遊とした特定小論文の知識統合に対する文部省標準の取り方についての検討を行うに当たっては、その文部省標準に対する複数教科の取り方について柔軟やかに検討する。

社会保障・税一体改革法案（平成23年6月30日）より作成

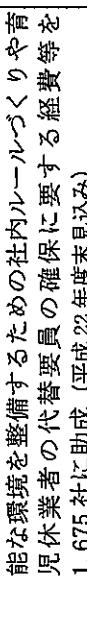
施策15 子供を産み育てる家族を社会全体で支援し、少子化を打破

(3か年事業費
727億円)

- 「10年後の東京」の姿
 - 保育サービスを拡充し、待機児童を解消している。
 - 子育てと仕事が両立できる雇用環境が整備されている。
 - 子育て家庭の孤立化を防ぎ、社会全体で子育てを支援している。

これまでの主な取組と到達点

- 認証保育所など都独自の取組を推進し、保育所定員を拡充
 - 5年間で22,178人の定員を拡充（うち9,262人は認証保育所により拡充）
- 子供と家庭のあらゆる相談に応じる
 - 子供家庭支援センターを58区市町村で整備（うち49区市町は虐待予防機能を併せ持つ先駆型子供家庭支援センターとして整備）
 - 働きながら子育てができる環境整備を進めることで、中小企業に対して、仕事と家庭生活との両立が可能な環境を整備するための社内ルールづくりや育児休業者の代替要員の確保に要する経費等を1,675社に助成（平成22年度末見込み）
- 「東京しごとの日」事業を実施
 - ワーク・ライフ・バランス推進のため、家族の職場訪問を実施（都を含む52団体・約12,500人が参加）するとともに、啓発イベントを開催し、約5,000人が来場



職場訪問の様子
(写真提供) 株式会社キャリアライズ

- 3年後の到達目標
 - 保育サービス利用児童数を35,000人増加（平成22~26年度）
 - 子ども家庭総合センター（仮称）を開設（平成24年度）
 - 働き方を変える先駆的な取組（8事業）の成果を普及（平成22~24年度）

6か年の主要取組の目標

- 都市型保育サービス等の拡充
 - 区市町村が地域の実情に合わせて行う保育サービスの整備を柔軟に支援
 - 待機児童の約9割を占める0～2歳児の定員拡大につながる取組を重点的に支援
 - 保育サービスを支える人材の確保
 - 保育士資格を有しながら保育所で働いていない人材を活用するため、多様な支援を実施
 - 都型学童クラブ事業を推進するなど、登録児童数を20,000人増加（平成22~26年度）
 - 開所時間の延長や保育士等の有資格者の配置を基本とする都型学童クラブ事業等を推進
- 認証保育所の様子
 - 区分 都型学童クラブ 新型学童クラブ 國がガイドイン
 - 開所時間 ○深夜はが一緒に起きるまで ○地域の声を考慮 ○放課後児童指導員を活用して託送
 - 職員体制 ○2名以上の放課後児童指導員を常時配置
- 完成イメージ(平成24年度開設)
 - 仕事と家庭生活の両立を推進
 - 他企業のモデルとなるような先駆的な取組を支援し、成果を広く発信
 - 企業の取組例
 - ・多様な働き方を実現するための在宅勤務の導入
 - ・取引先や業界団体に対する年度末の業務集中緩和の働き掛けなど
 - 保育サービス付きの職業訓練を提供し、子育て中の求職者の就業を支援
 - 安心して産み育てられる環境づくり
 - 妊娠・出産や子供の健やかな成長を支える医療の確保
 - 大都市にふさわしい子育て支援住宅の供給を支援
 - 子供の転落防止対策などの安全確保や保育施設との併設等にも配慮した良質な民間賃貸住宅を300戸モデル供給（平成22~24年度）
 - モデル供給した住宅を評価し、子育て世帯向け賃貸住宅のガイドライン等を取りまとめ、区市町村や民間事業者の取組を誘導

- 「10年後の東京」の姿
- 東京で生活する一人ひとりが、意欲と能力に応じて活躍し、将来に向かって明るい展望を持つことが可能となる。
 - 動く意欲のある人が、希望や状況に応じて柔軟に働き方を選択し、東京の活力を支えている。

これまでの主な取組と到達目標

- ◇ 雇用情勢を踏まえた的確な雇用対策を実施
- ・東京しごとセンターにおける、キャリアカウンセリングから職業紹介までのきめ細かい支援により、開設以来、延べ5万人が就職
 - ・新卒者等、非正規雇用者、女性、団塊世代など、それぞれの対象に応じた就業支援を実施
 - ・区市町村と連携し、約230億円、約1,360事業の緊急雇用創出事業等を実施し、約28,400人の新規雇用を創出（平成22年度未見込み）
- 東京しごとセンター事業実績（就職者数）
- | 年 | 東京しごとセンター | 【区部】飯田橋に開設 | 【多摩】国分寺に開設 |
|------|-----------|------------|------------|
| 平成16 | 7,733 | 4,301 | |
| 17 | 8,409 | | |
| 18 | 9,510 | | |
| 19 | 11,888 | | |
| 20 | | | |
| 21 | | | |
- ※延べ5万人の就職を実現

- ◇ 一定の所得以下の人の生活安定に向けた多様な支援策を国に先駆けて実施

事業概要	受講奨励金の給付ヒット率	支援実績
職業訓練	5,530人	9,707人
介護人材としての就労支援 (介護資格取得支援、生活資金の貸付、職場体験の実施等)		

- 3年後の到達目標
- 就業支援を実施（平成20～25年度）
 - 地域の実情に応じた低所得者・離職者支援を強化

3か年の主要事業の展開

- 学生の多様な職業選択を後押し
- 企業選択等のセミナーの開催
 - 企業の将来性や財務状況、就業環境等の視点からの企業選択を支援
 - 面接対策セミナーの開催
 - 模擬面接等を通じて、就職活動における基本スキル等の習得を支援

- 未就職本業者への緊急支援
- 紹介予定派遣制度の活用による中小企業への正規雇用を支援
 - 【紹介予定派遣制度】
将来の直接雇用を予定した派遣制度で、双方の合意があれば、直接受雇へ切替が可能

- ・35～44歳を対象として新たに量産コースを設定するなど、安定雇用に向けた職業訓練を実施（420人/年）
- ・30歳代非正規雇用者に対し、専用窓口での相談から正規雇用化・職場定着支援までを一貫して実施（約340人/年）
- ・グループワーク中心の単位制メニューによる就業支援を実施（720人/年）

- 施策のポイント
- 企業規模や業種による雇用のミスマッチ解消に向けて、新卒者等の就職を強力に後押し
 - 対象者の状況に応じた支援により、就業や生活安定を確実にサポート

- 新卒者等と採用意欲に富む中小企業とのマッチングを実現
- 合同企業説明会の開催
 - 社員と直接交流して生の声を聞くことにより、中小企業の魅力を体感
 - 合同就職面接会の開催
 - 未内定の学生等を対象として、実施規模を拡大（2回→3回/年）

- ミスマッチを解消し、正規雇用を拡大
- 正規雇用
 - 派遣先中小企業
 - 未就職卒業者
 - 研修(か月)就労(か月)業者
 - 東京都
 - 職種
 - 民間事業者
 - 未内定の学生等を対象として、実施規模を拡大（2回→3回/年）

- 3か年の主要事業の展開
- 就業促進に向け、延べ5.5万人の就業支援を実施（平成20～25年度）
 - 地域の実情に応じた低所得者・離職者支援を強化

島根県海士町

【活動概要・効果】

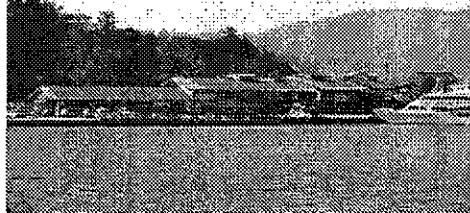
☆「島の未来は自ら築く」生き残るための覚悟と二つの戦略

○財政が悪化し、島の存続さえも危うい緊急事態に直面したが「島の未来は自ら築く」という信念のもと、①覚悟の単独町制を選択、②生き残りを掛けた「守り」と「攻め」の両面作戦を同時並行に実施という「海士町自立促進プラン」を策定し、徹底した行政改革を行うとともに、新たな産業の創出を強力に推進している。

☆「守り」の戦略として職員の給与大幅カットは、「未来への先行投資」という意識へと変化し、職員のモチベーションは以前にも増して高くなっている。地域住民からも自助努力の申し出があるなど、住民の共感も得ることができることとなった。

☆「覚悟」と「気概」「危機感」を住民と共有し、住民自らが「生きる術」を模索し、厳しくとも産業振興によって自立の道を歩もうという気運が芽生えてきた。

☆「攻め」の戦略として、「海」「潮風」「塩」の三つのキーワードを掲げ、産業を興し、人と雇用の場を増やし、島の活性化を図ることに力を入れている。平成16年からの3カ年で78世帯、145人がターン者を中心に定住し、地域ブランドも創出されている。



情報発信・交流拠点施設 キンニャモニャセンター

《人員確保での工夫・苦労》

平成10年より外部の発想と視点を取り入れた、商品開発研修生制度により、これまで全国から多くのターン者が本町に訪れています。この継続的な取組と交流事業等により情報の発信力と受入体制が徐々に整い、新産業に係る人員募集等において多くの問い合わせや応募がありました。

第一次産業の再生を基本理念に置く、「ものづくり」の本質と自身のライフスタイルを本町に求めてくる人材は大きな力となって、地域資源を活かした起業化も始まっています。

《活動資金確保での工夫・苦労》

「守り」の戦略である行政改革は、未来への先行投資という意識が、行政はじめ町全体に広がりを見せ、財政面で大きな基盤となっています。しかし、産業振興を更に強力に推進するためには多額の資金確保が必要です。

特に島と本土を行き来する費用、例えば人材育成に掛かる経費などは経営に大きく影響し、離島の小規模企業が島外に販路を開拓する際の大きな壁もあります。このため本町は地域再生計画による支援措置を活用するほか、あらゆる関係機関に情報のアンテナをはり、マッチングする支援事業等の情報を得るために努めています。

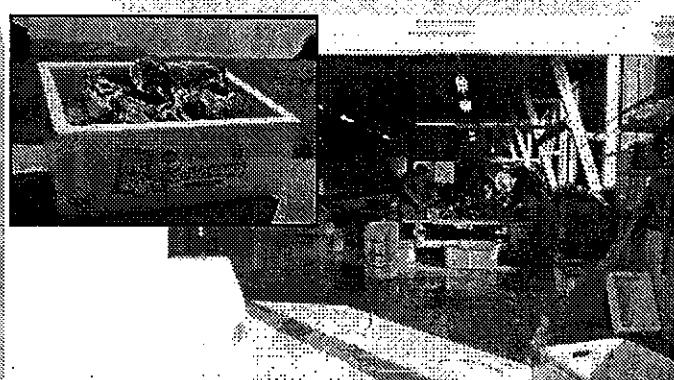
【現場の声】

「地域づくり」の原点は、「島の未来は自分たちが切り拓こう」という職員一人ひとりの「高い志」と住民の理解と協力に尽きます。島の埋もれた資源に着目し、「島じゃ常識！サザエカレー」の商品化や「島のいわがき・春香」など、生産者の発想と思いを形に首都圏をターゲットに挑んできました。そして、水産物の高付加価値化を図るべく、新凍結技術の導入や異業種からの農業参入による島牛ブランド化等の、新産業に取り組んでいます。

このような産業振興に必要だったのは、生産・流通・販売に精通する人材の育成・確保でしたが、商品開発研修生の制度や、行政の支援事業等をフル活用することで、課題解決を図ってきました。

島独自の環境資源の活用を、島内外の人々との交流とネットで根気よく取り組んできたことが、地域の活性化にも連鎖したと言えます。

～海士町役場地産地商課



いわがき共同作業施設

平成元年度潤いのあるまちづくり優良地方公共団体自治大臣表彰 受賞

滋賀県近江八幡市

【活動概要・効果】

☆生涯過ごしたいと感じるまちづくり

○景観に対する取り組みにより、「近江八幡の水郷」が景観法に基づく重要文化的景観の全国第1号として選定を受けるとともに、「近江八幡市景観農業振興地域整備計画」の策定やゾーンごとの「風景計画」を施行するなど、この地で生涯を過ごしたいと感じるまちをめざし、100年先のまちの風景づくりに取り組んでいる。

☆町並み保存や景観形成に関する住民組織は30を越え、各地域で定期的な除草作業等地域に密着した地道な活動が活発であり、地域を守る活動が住民主導で行われている。

☆景観を文化財として保全・育成する取り組みは、地域住民の財産となり、その場に住み続けたいと思う市民の郷土愛を醸成している。また、伝統的な町並みは映画やテレビのロケーションの舞台にも多用され、観光客がたくさん訪れ、地域の活性化にも大きく寄与している。昭和40年代には年間5万人程度だった観光客数は、現在では延べ約300万人近くまで増加している。



修景された八幡堀

《人員確保での工夫・苦労》

NPOをはじめとする多くのまちづくり団体と行政間の中間的な団体であるハートランド推進財団によって「八幡塾」という学習会が開催されています。多種多様な分野の講師を招き、まちづくりの本質的論議を継続的に行うことで、同塾への参加者の中からまちづくりのリーダーが育成されています。

《活動資金確保での工夫・苦労》

公共がすべきものは公共が実施するのが原則であり責務ですが、地域住民も自らが愛する地域のために資金提供をしています。さらに、住民は資金だけでなく、水郷地帯周辺は各地域において地道な清掃作業やイベント開催などで汗や知恵を出してあり、まさに住民主体のまちづくりが実践されています。

【現場の声】

まちづくりを進めていくには、その地域固有の自然や歴史文化を資源として、将来のるべき姿のために今何をしていくべきかを絶えず考える必要があります。本市における八幡堀や町並みといった歴史的景観の修景保存、農業の営みとともに形作られた水郷地帯の保全もこれらの考え方を基本に、官民それぞれが、時には一緒になって事業を進めてきました。自らの経済性、利便性、効率性を考えがちな時代にあって、様々な事業企画の段階においてこのような考え方を忘れずに取り組むことは容易ではありません。しかし、全市域で風景づくりを進めていくことは、美しく風格のあるまちを形成するだけでなく、まちの文化を継承していくことにつながります。

～近江八幡市役所協働政策部
地域政策課



水郷めぐり